

止水板設置工事助成制度について



区内における家屋等の浸水被害の防止、又は軽減を図るため、住宅等の出入口などに止水板の設置及びこれに伴う関連工事を行う方に、工事費用の一部を助成します。

1

助成対象者

区内において所有または使用する建築物に、止水板設置及び関連工事を行う方で、申請日より1年以上前から区に住民登録をしている方、または区内に登記をしている法人。

2

止水板

浸水の恐れがある建築物の出入口などに設置するもので、以下に示す機能を有するもの。

- ①浸水に耐える材質
- ②取り外しまたは移動が可能なもの

3

関連工事

止水板設置に伴い、止水効果を高めるために行う工事
例) 内外壁の止水工事、土間コンクリート打設工事

4

助成金の額

止水板設置工事等に要した費用の2分の1以内とし、一つの建築物について50万円を限度とする。(千円未満切り捨て)

5

手続き

※必要書類については様式集を参照してください。

- ①事前相談 計画の段階でご相談ください。
- ②交付申請 交付申請書に必要書類を添えて提出してください。
- ③交付決定 ②の書類を審査し、交付決定通知書を送付します。
- ④工事着手 交付決定通知書が届きましたら、工事を始めてください。(業者の方に工事写真を撮っていただきます。)
- ⑤完了届 工事終了後、完了届に必要書類を添付して提出してください。
- ⑥助成金確定 ⑤の書類を審査し、現地調査を行ったうえ、助成金確定通知書を送付します。
- ⑦請求 助成金確定通知書が届きましたら、請求書に必要な書類を添えて提出してください。
- ⑧支払い 区は請求書が届き次第、申請者の口座に助成金を振り込みます。

お問合せ先 板橋区 土木部 工事課 工務係 TEL 03 (3579) 2541

施工例 (板橋区立三園福祉園)

